

○幼稚園設置基準（昭和三十一年二月二日文部省令第三二号）

〔改正沿革〕昭和三十七年文部省令第二号、四一年四四号、四六年八号、四九年

三八号、平成元年三号、平成七年一号、平成十四年十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、幼稚園設置基準を次のように定める。

幼稚園設置基準

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 編制（第三条・第六条）

第三章 施設及び設備等（第七条・第十二条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 幼稚園設置基準は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（基準の向上）

第二条 この省令で定める設置基準は、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を示すものであるから、幼稚園の設置者は、幼稚園の水準の向上を図ることに努めなければならない。

（自己評価等）

第二条の二 幼稚園は、その教育水準の向上を図り、当該幼稚園の目的を実現するため、当該幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

（情報の積極的な提供）

第二条の三 幼稚園は、当該幼稚園の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

第二章 編制

（一学級の幼児数）

第三条 一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

（学級の編制）

第四条 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。

（教職員）

第五条 幼稚園には園長のほか、各学級に少なくとも専任の教諭一人を置かなければならない。

2 特別の事情のあるときは、前項の教諭は、専任の教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもつてこれに代えることができる。

3 専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前二項の規定により置く教諭助教諭又は講師のほか、教頭、教諭、助教諭又は講師一人を置くことを原則とする。

4 幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第六条 幼稚園には、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くよう努めなければならない。

第三章 施設及び設備

（一般的基準）

第七条 幼稚園の位置は、幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（園地、園舎及び運動場）

第八条 園舎は、二階建以下を原則とする。園舎を二階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を三階建以上とする場合にあつては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第一階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第二階に置くことができる。

2 園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

3 園地、園舎及び運動場の面積は、別に定める。

(施設及び設備等)

第九条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
- 二 保育室
- 三 遊戯室
- 四 保健室
- 五 便所
- 六 飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備
- 2 保育室の数は、学級数を下つてはならない。
- 3 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 4 飲料水の水质は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第十条 幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

第十一条 幼稚園には、次の施設及び設備を備えるように努めなければならない。

- 一 放送聴取設備
- 二 映写設備
- 三 水遊び場
- 四 幼児清浄用設備
- 五 給食施設
- 六 図書室
- 七 会議室

(他の施設及び設備の使用)

第十二条 幼稚園は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

附 則

- 1 この省令は、昭和三十二年二月一日から施行する。
- 2 第五条第一項の規定により置かなければならない教諭のうち、専任の助

教諭又は講師をもつて代えることができる範囲については同条第二項の規定にかかわらず、昭和四十九年三月三十一日までは、なお、従前の令によることができる。

- 3 園地、園舎及び運動場の面積は、第八条第三項の規定に基き別に定められるまでの間、園地についてはなお従前の例により、園舎及び運動場については別表第一及び第二に定めるところによる。ただし、この省令施行の際現に存する幼稚園については、特別の事情があるときは、当分の間、園舎及び運動場についてもなお従前の例によることができる。

附 則 (平成七年二月八日文科省令第一号)

- 1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。
- 2 この省令施行の際現に存する幼稚園については、改正後の第三条の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成十四年三月二十九日文科科学省令第十七号)

- 1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第五条に一項を加える改正規定、第七条第二項、第八条第二項、第十条第一項及び第十二条の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

別表第1 (園舎の面積)

学級数	1 学 級	2 学 級 以 上
面 積	平方メ - トル 180	平方メ - トル $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

別表第2 (運動場の面積)

学級数	2 学 級 以 下	3 学 級 以 上
面 積	平方メ - トル $330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	平方メ - トル $400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$